

特定非営利活動法人 動物福祉団体 城下町にゃんこの会和歌山 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 動物福祉団体 城下町にゃんこの会和歌山という。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、和歌山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、動物愛護及び動物福祉精神に基づき、和歌山市及びその周辺の市町村に居住する住民に対して人と動物の適正な共生に関する各種事業を行い、地域の生活環境改善に努める事で、命に優しい社会作りに寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 犬猫の不妊去勢手術の推進事業
 - ② 飼い主のいない猫と人が適正に共生できるよう配慮した地域猫対策事業
 - ③ 飼い主のいない犬猫の治療・保護・譲渡・福祉に関わる事業

- ④犬猫の適正飼育啓発事業 及び動物福祉理念に基づく啓発事業
- ⑤その他この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。入会金は無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上15人以下
 - (2) 監事1人以上3人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若し

くは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録により、少なくとも総会の日から5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面または電磁的記録表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的記録表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁

の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ上で行う。

第10章 雑 則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	奥	康子
副理事長	森岡	佳昭
理 事	阪本	紀子
理 事	森岡	さやか
理 事	山路	貴子
監 事	村上	聡

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

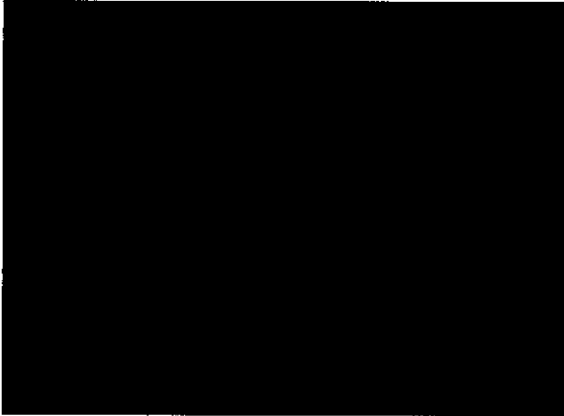
個人	年会費	3,000円1口(1口以上)
団体及び法人	年会費	10,000円1口(1口以上)

(2) 賛助会員

個人	年会費	3,000円1口(1口以上)
団体及び法人	年会費	10,000円1口(1口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人動物福祉団体城下町にゃんこの会和歌山

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	おく やすこ 奥 康子		無
副理事長	もりおか よしあき 森岡 佳昭		無
理事	さかもと のりこ 阪本 紀子		無
理事	もりおか さやか 森岡 さやか		無
理事	やまじ たかこ 山路 貴子		無
監事	むらかみ さとし 村上 聡		無

(注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、県条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1. 趣旨

殺処分ゼロをはじめとした動物愛護の考え方は、現代社会で大きく広がり、和歌山市及び和歌山県においても、県の地域猫制度をはじめとした動物保護の活動及び繁殖予防活動が広がってきました。しかし、飼い主のいない猫による環境悪化、過剰繁殖、飼育崩壊などは、いまだ毎年発生しています。また、南海トラフ巨大地震などの災害発生リスクが高まる中、不妊・去勢していない飼い猫、飼い犬が野良化することによる過剰繁殖の可能性が高まっています。

定款第5条に定める事業は、野良猫の過剰繁殖と飼い猫の飼育崩壊を抑制するによる地域社会と飼い主の生活環境の改善。災害発生下での過剰繁殖の抑制による復興支援の妨げの防止。など不特定多数の者の利益に寄与することになります。

このような活動を財政面でも、人員体制としても安定的に進めるために特定非営利活動法人の法人格が必要となりました。

2. 申請に至るまでの経過

城下町にゃんこの会和歌山は、任意団体として2016年に発足以降10年間にわたり猫の保護活動及びTNR（捕獲、不妊去勢手術、元いた場所に戻す活動）や地域猫活動の推進を図ってきました。

具体的には、野良猫のTNR（2024年には338匹実施）。TNR時に幼年のため元いた場所に戻せなかった仔猫や傷病猫、人慣れしすぎた猫などの保護。保護した猫の譲渡会の開催（2024年には136匹譲渡）。市民向けの動物福祉に関する啓発・講演活動などを行っています。

このような活動を今後継続していくために、任意団体では代表に事故があった場合に途絶する可能性があり、法人格を持つことによる人的継承の保障が必要です。同時に、さらなる社会的信用の向上と安定的な資金確保のために、特定非営利活動法人の申請に至りました。

令和7年4月20日 /

特定非営利活動法人 動物福祉団体城下町にゃんこの会和歌山 /
設立代表者

氏名 奥 康子 /

令和7年度の事業計画書

法人成立の日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人動物福祉団体城下町にゃんこの会和歌山

1. 事業実施の方針

- 設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- 本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページを開設する。

2. 事業の実施に関する事項

事業名(定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
(1) 犬猫の不妊去勢手術の推進事業	1.野良猫相談をうけてのアドバイスまた捕獲や搬送の補助 2.費用が理由で全頭の手術を躊躇する方等への費用の助成事業	令和7年6月～12月	和歌山市 岩出市 海南市等	5名程度	野良猫問題に悩む和歌山県民または自治会等 不特定多数	2,100
(2) 飼い主のいない猫と人が適正に共生できるよう配慮した地域猫対策事業	1.行政主催の地域猫セミナー等へ相談員として参加。 2.相談会の開催等	令和7年6月～12月	和歌山市	2名	野良猫問題を抱える自治会等 不特定多数	50
(3) 飼い主のいない犬猫の治療・保護・譲渡・福祉に関わる事業	飼い主のいない犬猫を保護し、不妊去勢手術、医療をうけさせた上での適正譲渡	令和7年6月～12月	和歌山市	10名程度	動物愛護や飼養に関心のある県民等 不特定多数	2,325
(4) 犬猫の適正飼育啓発事業及び動物福祉理念に基づく啓発事業	1.命の授業等のセミナー開催 2.犬のしつけ方教室等の開催 3.動物福祉向上のための啓発セミナー開催	令和8年度実施予定	和歌山市	10名程度	犬猫等の動物飼養者及び動物愛護に関心のある和歌山県民	0
(5) その他この法人の目的達成のために必要な事業	ホームページの開設	令和7年6月～12月	未定	2名程度	動物愛護に関心のある和歌山県民 不特定多数	100

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人動物福祉団体城下町にゃんこの会和歌山

1. 事業実施の方針

次事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページを維持管理する。

2. 事業の実施に関する事項

事業名(定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
(1) 犬猫の不妊去勢手術の推進事業	1.野良猫相談をうけてのアドバイスまた捕獲や搬送の補助 2.費用が理由で全頭の手術を躊躇する方等への費用の助成事業	令和 8 年 1 月～12 月	和歌山市 岩出市 海南市 等	5 名 程度	野良猫問題に悩む和歌山県民または自治会等 不特定多数	2,600
(2) 飼い主のいない猫と人が適正に共生できるよう配慮した地域猫対策事業	1.行政主催の地域猫セミナー等へ相談員として参加。 2.相談会の開催等	令和 8 年 1 月～12 月	和歌山市	2 名	野良猫問題を抱える自治会等 不特定多数	100
(3) 飼い主のいない犬猫の治療・保護・譲渡・福祉に関わる事業	飼い主のいない犬猫を保護し、不妊去勢手術、医療をうけさせた上での適正譲渡	令和 8 年 1 月～12 月	和歌山市	10 名 程度	動物愛護や飼養に関心のある県民等 不特定多数	3,150
(4) 犬猫の適正飼育啓発事業及び動物福祉理念に基づく啓発事業	1.命の授業等のセミナー開催 2.犬のしつけ方教室等の開催(今年度開催予定未定) 3. 動物福祉向上のための啓発セミナー開催	令和 8 年 2 月、10 月に実施	和歌山市	10 名 程度	犬猫等の動物飼養者 及び動物愛護に関心のある和歌山県民	100
(5) その他この法人の目的達成のために必要な事業	ホームページの維持管理	令和 8 年 1 月～12 月	未定	2 名 程度	動物愛護に関心のある和歌山県民 不特定多数	100

令和7年度 活動予算書

法人設立の日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人城下町にゃんこの会和歌山

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	21,000	51,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	5,000,000	5,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000	500,000	
4. 事業収益			
事業収益	0	0	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			5,551,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	325,000		
法定福利費	0		
人件費計	325,000		
(2) その他経費			
保護動物医療費等	2,000,000		
不妊去勢費用等	2,000,000		
相談会開催費用	50,000		
旅費交通費	100,000		
通信費	100,000		
その他経費計	4,250,000		
事業費計		4,575,000	
2. 管理費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
印刷製本費	0		
会議費	10,000		
旅費交通費	0		
水道光熱費	180,000		
消耗品費	200,000		
賃借料	360,000		
保険料	0		
その他経費計	750,000		
管理費計		750,000	
経常費用計			5,325,000
当期経常増減額			226,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			226,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			226,000

令和8年度 活動予算書

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人城下町にゃんこの会和歌山

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	21,000	51,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	6,200,000	6,200,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000	500,000	
4. 事業収益			
事業収益	0	0	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			6,751,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	650,000		
法定福利費	0		
人件費計	650,000		
(2) その他経費			
保護動物医療費等	2,500,000		
不妊去勢費用等	2,500,000		
相談会開催費用	100,000		
セミナー開催費用	100,000		
旅費交通費	100,000		
通信費	100,000		
その他経費計	5,400,000		
事業費計		6,050,000	
2. 管理費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
印刷製本費	0		
会議費	10,000		
旅費交通費	0		
水道光熱費	180,000		
消耗品費	200,000		
賃借料	360,000		
保険料	0		
その他経費計	750,000		
管理費計		750,000	
経常費用計			6,800,000
当期経常増減額			▲ 49,000
III 経常外収益			
1. 前期繰越金収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			▲ 49,000
前期繰越正味財産額			226,000
次期繰越正味財産額			177,000